

4月から変わりました 国保の財政制度

国民皆保険を将来にわたり持続可能なものとするために、各市区町村がそれぞれ主体となり運営している国民健康保険（国保）は、4月から東京都と都内すべての市区町村が共同で支えあうしくみに変わりました。

問合せ 保険年金課 ☎042(346)9529

東京都が運営に加わり、都内全体で制度を支えあいます

高齢化が進み医療費が年々増える一方で、地域によっては国民健康保険の加入者が減って保険税収入が少なくなっています。そのため、市区町村がそれぞれで国民健康保険を運営することが難しくなってきました。そこで4月からは、東京都が財政運営に加わって、東京都と都内すべての市区町村で医療費を負担しあうしくみに変わりました。

どのように持続可能な制度にするのか

都は市の医療給付に必要な費用を交付

東京都が医療給付に必要な費用の全額を市に交付する（都内全体で医療費を支えあう）ことで、市は医療費が急増したときなどの支払いを安定的に行うことができるようになります（図1）。

市は都に納付金を納付

都内全体で医療費をまかない、都内全体で医療費を公平に支えあうため、市区町村の医療費水準や所得水準等に応じた納付金を、市区町村は保険税収入などにより都に納めます。

図1 4月からの新しい国保財政制度のしくみ

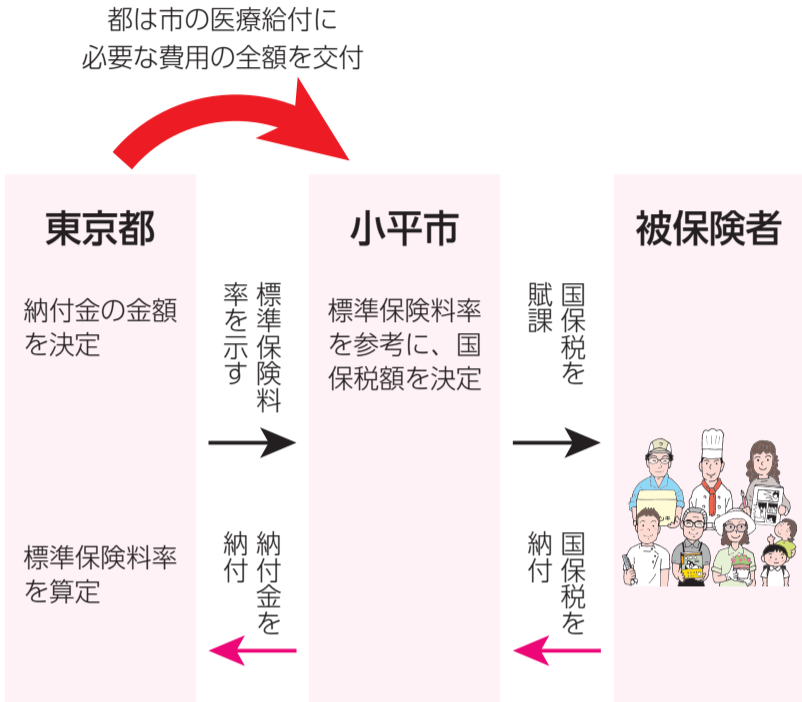


表1 平成30年度の小平市の標準保険料率(あるべき住民負担)

		東京都が示した標準保険料率	小平市の税率	標準保険料率との差
医療保険分	所得割額	7.14%	5.51%	-1.63%
	均等割額	40,621円	23,700円	-16,921円
後期高齢者支援金分	所得割額	2.34%	2.05%	-0.29%
	均等割額	13,259円	11,400円	-1,859円
介護保険分	所得割額	1.95%	1.55%	-0.40%
	均等割額	14,555円	15,500円	945円

都が標準保険料率を示すことで、あるべき住民負担が明らかになり、医療費などの国民健康保険の支出を、一般会計からの繰入れ（赤字）に頼ることなくまかなった場合の税率が、都から毎年示され、市はこの標準保険料率を参考に保険料率を決めます。

表1のとおり、現在、小平市の税率は東京都が示した標準保険料率と大きな差があり、この差を一般会計からの繰入れ（赤字）で補っています。

東京都の運営方針により、市は国保財政健全化計画の策定と、赤字の計画的、段階的な削減・解消を求められています。

医療費の増加は、標準保険料率が上がることにつながります。一人ひとりが健診を受診するなど、健康に心がけましょう。ご理解とご協力をお願いします。

届出、申請方法、保険証は変わりません

国民健康保険の加入・脱退の届出、保険給付の申請は、これまでどおり市の窓口で受け付けます。被保険者証（保険証）は、これまでどおり使用できます。医療機関の受診方法も変わりません。また、国民健康保険料額の決定や徴収も市が引き続き行います。

後期高齢者医療制度 8月から 被保険者証が変わります

7月中旬に簡易書留で発送します。
問合せ 保険年金課 ☎042(346)9538

7月まで **藤色**

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成30年7月31日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	千代田区飯田橋三丁目5番1号
氏名	広域花子 女
生年月日	昭和5年12月30日
資格取得年月日	平成20年4月1日
発効期日	平成20年4月1日
交付年月日	平成28年8月1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 1 3 1 2 3 4 東京都後期高齢者医療広域連合 公印

8月から **青竹色**



※ジェネリック医薬品を希望する方は、被保険者証に同封している希望シールを、文字にかからない所に貼ってください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成32年7月31日	
交付年月日 平成30年8月1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	千代田区飯田橋三丁目5番1号
氏名	広域花子 女
生年月日	昭和5年12月30日
資格取得年月日	平成20年4月1日
発効期日	平成20年4月1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 1 3 1 2 3 4 東京都後期高齢者医療広域連合 公印